

# 規制改革推進会議 健康・医療・介護WG 御中

## 認可保育所における 「保護者の選択による付加的な保育」 の円滑化に関するご提案

---

2024.10.11

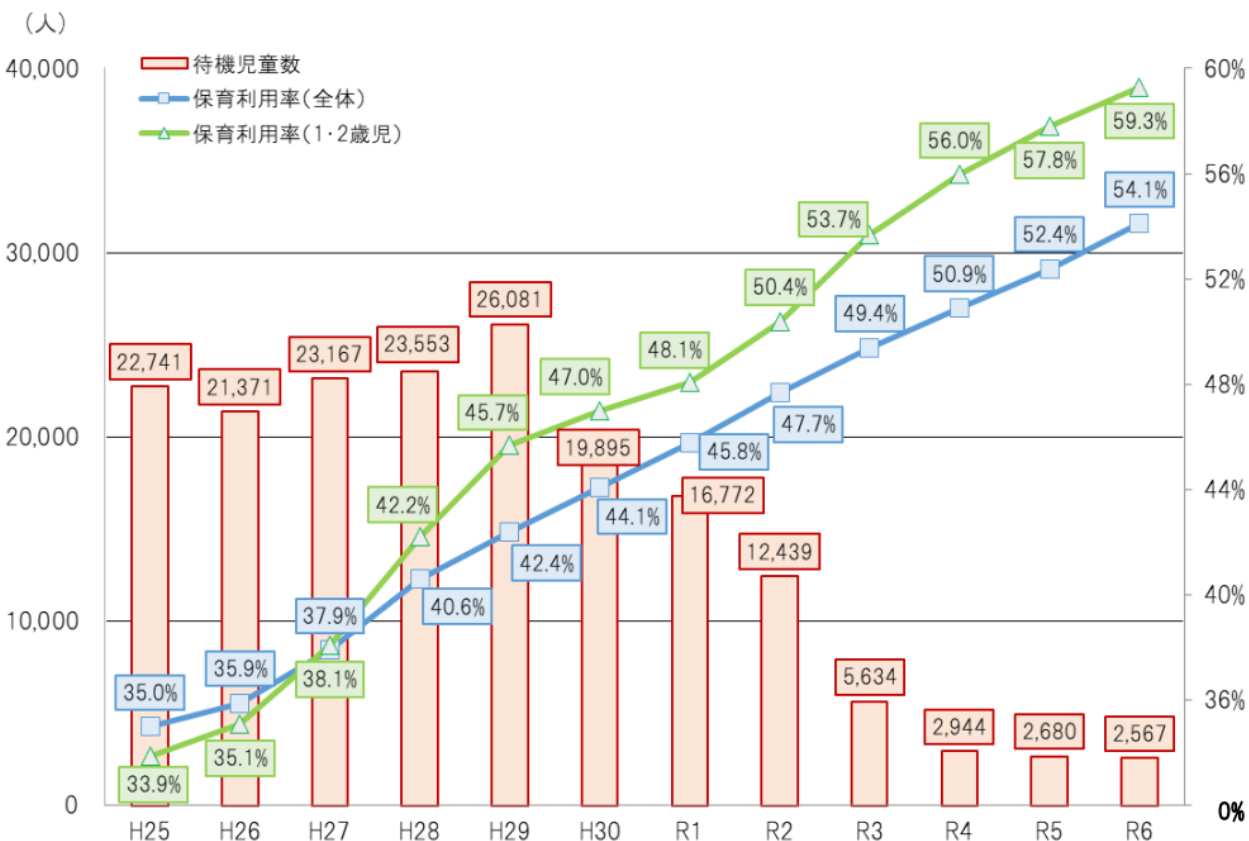
保育の未来を創る会  
(株式会社ポピンズ 代表取締役社長 グループCEO 轟 麻衣子)

# 保育行政：認可保育所を取り巻く環境の変化(1/2)

少子化が進む中でも、保育所等の利用率は上昇傾向であり、保育所に対するニーズは多様化している。また、待機児童数も減少傾向にあり、地域によっては希望する保育所に入り易くなりつつある一方、児童・保護者によっては必ずしも希望する保育所に入ることが出来ない状況。

⇒ 保育所ニーズは「量の充足」から、「質の向上」へと変化

(保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移)



# 保育行政：認可保育所を取り巻く環境の変化(2/2)

厚労省の「保育所保育指針解説」でも、様々な研究成果の蓄積によって、乳幼児期における育ちが、大人になってからの生活に影響を及ぼすことが明らかとなった旨に言及。

I 2018年(平成30年)には新・保育所保育指針が10年ぶりに改定・公示され、  
その中で特筆すべき変化として、

**「保育所は幼児教育の一翼を担う施設」**

として位置づけられ、それ以前の

「保育園：児童福祉施設 / 幼稚園：教育施設 / 認定こども園：児童福祉・教育施設」

と明確に区分されていた時代から、様変わり。

さらに、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として、新たに**3歳児以上について「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(いわゆる「10の姿」)**」が示された一方で、**集団保育の中での(個性に寄り添った)個別保育**の重要性にも、以下の言及がある。

“「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が**到達すべき目標ではない**ことや、  
(中略)一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、  
**全ての子どもに同じように見られるものではない**ことに留意する必要がある”

“一人一人の発達過程に応じて保育すること。

その際、**子どもの個人差に十分配慮**すること”

## 『第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則』より

### （2）幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

（中略）

保育所の保育士等は、遊びの中で子どもが発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

実際の指導では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。もとより、保育所保育は環境を通して行うものであり、とりわけ子どもの自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての子どもに同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

### （3）保育の方法

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

発達には、ある程度一定の順序性や方向性がある。また、身体・運動・情緒・認知・社会性など様々な側面が、相互に関連しながら総合的に発達していくものである。

一方で、実際の子どもの育ちの姿は直線的なものではなく、行きつ戻りつしながら、時には停滞しているように見えたり、ある時急速に伸びを示したりといった様相が見られる。

また、それぞれの個性や生活における経験などの違いによって、同じ月齢・年齢の子どもであっても、環境の受け止め方や環境への関わり方、興味や関心の対象は異なる。言葉の習得は比較的早いが発達面はゆっくりしているといったように、発達の側面によって一人の子どもの内にも違いがある。

こうした乳幼児期の発達の特性や道筋を理解するとともに、一人一人の子どもの発達過程と個人差に配慮し、育ちについて見通しをもちながら、実態に即して保育を行うことが求められる。

## 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)

1. 健康な心と体
2. 自立心
3. 協同性
4. 道徳性・規範意識の芽生え
5. 社会生活との関わり
6. 思考力の芽生え
7. 自然との関わり・生命尊重
8. 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
9. 言葉による伝え合い
10. 豊かな感性と表現

さらに、

共働き家庭の増加や保育ニーズの多様化など、保育をめぐる社会状況の変化を受け、これに先立つ

Ⅱ 2015年(平成27年)4月施行「子ども・子育て支援新制度」において、

利用者負担額(保育料)以外に保護者から徴収することができる費用のうち、**教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもの(=有料の付加的な保育)については、「実費徴収」ではなく「上乗せ徴収」と整理**

されている。

一方で、

Ⅲ 2017年(平成29年)11月「規制改革推進に関する第2次答申」において、

「厚生労働省は、保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する」よう、求めがあり、

当該答申を踏まえ、

Ⅳ 厚生労働省から同年12月21日付けで

「保育所保育指針に基づく付加的な保育について」と題する事務連絡が発出：

- ① 保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲で
  - ② 保護者に対して説明し、その同意を得られれば
- という条件のもとで、「付加的な保育は実施可能」との周知がなされている

## 参考 2 : 規制改革推進に関する第 2 次答申（平成29年11月29日）より抜粋

### ウ 多様な保育所の参入促進

- 【a:平成 29 年度実施、b:平成 29 年度実施、c:平成 29 年度実施、  
d:平成 29 年度公表、平成 30 年度通知発出、  
e:協議会が設置され次第速やかに検討開始、  
f:協議会が設置され次第速やかに検討開始】

(中略)

多様な主体による保育所の参入が、良質で低コストな保育サービスの提供や、付加サービスの提供で新市場の創造につながる可能性もある。保育利用者の選択肢の拡大も期待される中、付加サービスに対する追加的な料金徴収の可否がわかりにくく、事業者の参入意欲を妨げているという声もある。

(中略)

- したがって、多様な主体の参入を促し、必要な保育の受け皿が常時確保され、かつ多様なサービスに対するニーズに応えられるよう、以下の a から d までを実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せて e 及び f を実施する。
- a 厚生労働省は、多様な保育所の設置状況について市区町村単位で毎年調査を行い、結果を公表する。
  - b 厚生労働省は、市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設営に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。
  - c 厚生労働省は、保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。
  - d 文部科学省は、平成 29 年に実施した学校の余裕教室の活用状況調査結果を踏まえ、保育所への転用状況を公表する。また、余裕教室がある場合には保育所への転用が促されるよう、文部科学省及び厚生労働省は、地方自治体に対して再度周知する。
  - e a の調査結果を踏まえ、都道府県は、協議会において関係市区町村等と協議し、市区町村における多様な保育所の参入を認めるよう促すとともに、市区町村の保育所整備計画を精査する。
  - f 都道府県は、協議会の場で、内閣府が様式例として示している子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書の活用を市区町村に促す。

## 2 保育所保育指針に基づく付加的な保育について

保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）第 2 の 3 の（3）において、保育の実施に関わる配慮事項として「特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第 1 章の 1 に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること」とされている。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。）に基づき、保育所等は、保育の提供に当たって、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価等について、事前にその用途、額及び理由を明示した上で保護者に対して説明を行い、その同意を得られた場合は、当該保護者から保育料とは別に当該対価等に係る額の支払を受けることができることとされている。

したがって、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めた上で保育所等において実施することは可能であること。



# 保護者：保育所における「付加的な保育」に対するニーズの高まり

保育の質が問われている昨今、付加的な保育に対する保護者からの要望は、日増しに高まっている。ポピンズが運営する保育所（認可および認証）に通う子どもの保護者を対象にアンケート実施。

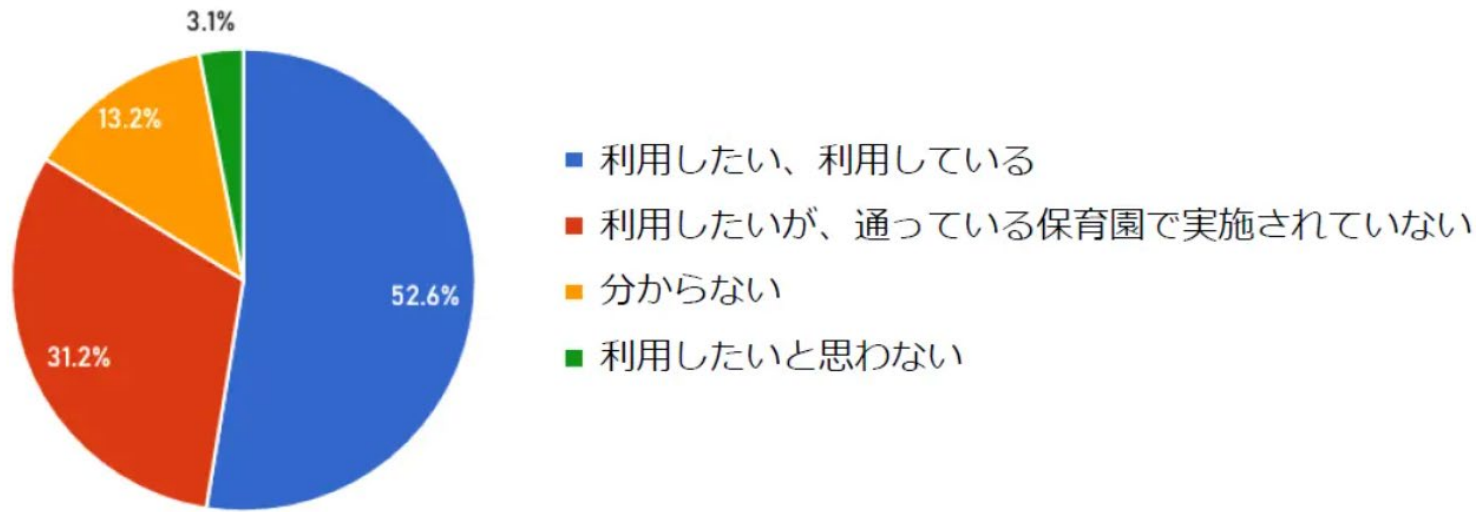
## ■ポピンズ調査結果（1/2）

まずはじめに、**8割を超える保護者が付加的な保育を「利用したい」と回答しましたが、3割以上が「利用したいが、園でまだ実施されていない」と回答。**

この回答をされた方は、自治体のご判断で付加的な保育の実施が認められていない認可保育所でお預りをしている保護者であることと、ほぼ同義。

Q：保育園内で行われる習い事（以下「付加的保育」とします）を利用したいと思いませんか？

83.8%が付加的保育の利用を希望している



## ■調査概要

調査対象：ポピンズナーサリースクールにお子様(0歳～5歳の未就学児)が通園している保護者様1,000名(有効回答数:721)

調査時期：2024年4月12日～2024年4月17日

調査方法：連絡帳アプリを通じて告知し、インターネット調査

## 参考4：基礎自治体による「付加的な保育」ニーズ調査の事例

東京都港区が実施したアンケート調査においても、私立認可保育園において**約4割が費用を支払ってでも教育・保育の質を「向上させてほしい」と回答。**

一方で、上乗せ徴収(による教育・保育の質向上)が、「保護者の選択が可能か否か」が明示されておらず、このような質問条件下では、約6割は「向上させてほしいとは思わない」と回答。

⇒ **保護者が選択できる、ということの重要性も示唆される**

アンケート調査結果においては、教育・保育施設を利用する世帯の38.2%が「上乗せ費用を支払ってでも教育・保育の質を向上させてほしい」という回答がありました。利用施設種別に見ると、私立認可保育園利用世帯は約4割、小規模保育事業所利用世帯は約3割が上乗せ徴収による教育・保育の質の向上を希望しています。



### 上乗せ徴収による教育・保育の質向上の希望有無

施設種別	上乗せ徴収で教育・保育の質を向上させてほしい		上乗せ徴収で教育・保育の質を向上させてほしいとは思わない	
	割合	実数	割合	実数
私立認可保育園	40.5%	375	59.5%	552
小規模保育事業所	30.6%	11	69.4%	25

# 保護者：保育所における「付加的な保育」に対するニーズの高まり

## ■ポピンズ調査結果(3/3)

付加的な保育で重要な要素としては、**8割以上の保護者が「お子さまの身体的な成長や五感・感受性など精神的な成長にもプラスになる」と回答(複数回答)**

そのほか、保育園で付加的な保育が受けられるメリットとして、

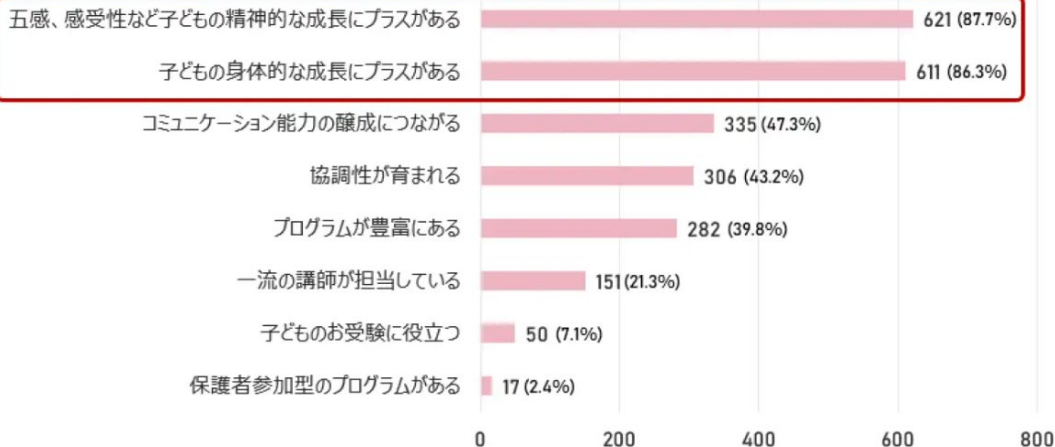
9割以上が「**習い事に連れていく手間が省けること**」、

7割以上が「**休日を習い事ではなく、家族の時間として過ごせる**」、

5割以上が **お子さまの環境を変えることなく「いつもの先生・お友達と安心して取り組める」**ことを挙げている

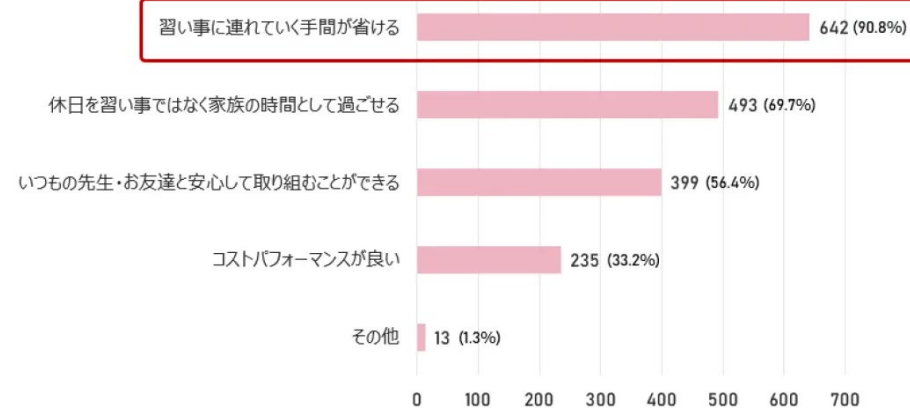
Q：付加的保育を利用する/利用を検討するにあたって重要な要素は何ですか(複数回答可)

8割以上が「子どもの身体的な成長にプラスがある」「五感、感受性など子どもの精神的な成長にプラスがある」を選択



Q：保育園で習い事などの追加プログラムができることについて、働く保護者としてどのようなメリットを感じますか(複数回答可)

9割が「習い事に連れていく手間が省ける」、7割が「休日を習い事ではなく家族の時間として過ごせる」を選択



# 事業者：認可保育所における「付加的な保育」の実施現況

## <事例1:ポピンズ>

認可保育所の中でも、特に「保護者の選択による付加的な保育」の導入が広く認められている、横浜市および川崎市におけるポピンズ運営園での、実際の利用状況は以下のとおり。

その認可園が立地する地域性や保護者層、児童の個性・興味の特性の違いによって、「付加的な保育をご利用される割合」「要望が多いプログラムの種類」には幅(違い)がある。

## ⇒ 個別園の導入要望に応じたプログラム選択、強制ではない自由選択によるご利用の結果

横浜市・川崎市におけるポピンズ認可園での付加的保育（有償）プログラム利用状況

(単位：人)

自治体	認可園名 *1	付加的保育（有償）利用園児の在籍園児比率 *2				
		利用率	英語	体操	アート	音楽
横浜市	認可 A	76%	30%	30%	44%	24%
	認可 B	74%	58%	66%	62%	—
	認可 C	65%	43%	38%	—	—
	認可 D	57%	57%	—	—	—
	認可 E	54%	41%	39%	—	—
	認可 F	48%	30%	30%	46%	28%
	認可 G	42%	30%	32%	—	8%
	認可 H	36%	15%	24%	—	12%
川崎市	認可 I	73%	40%	43%	—	5%
	認可 K	53%	32%	38%	—	—

\*1 月数回開催の習い事系プログラム導入園。オンラインプログラムを別途提供（上記以外の認可園を含む）

\*2 習い事系プログラム導入に限った人数ベース（オンラインプログラムは外数）

# 事業者：認可保育所における「付加的な保育」の実施現況

## ＜事例2：学研ココファン＞

「保育の未来を創る会」を構成する、学研ココファンの運営する認可保育所における、都道府県×プログラム別の実施状況および保護者アンケートの概要は以下のとおり。

学研ココファン認可園での付加的保育（有償課外教室）プログラム実施状況

①	体操教室	実施園	備考
	神奈川	10	保護者会等で希望を確認したところ希望者多数であり開設。
	千葉	6	保護者ニーズは高い。特に幼稚園での課外の普及が高い地区なので保護者の満足度は非常に高い。
	埼玉	7	園庭が無い園が多く適度な運動は必要であると保護者からの要望も高く開設をしたが、入会率も非常に高い。
	東京（こども園のみ）	2	こども園のみ開設している。幼稚園と同等の運動環境を求める保護者多数
	大阪	1	幼児期に育てたい体力・バランス感覚の習得ができていたと好評。事前アンケートにおいても是非に実施して欲しい意見多数。
	合計	26	

②	英語教室	実施園	備考
	埼玉	7	昨年度より英語教室を展開。海外講師とWEB上でコミュニケーションを行う英会話。保護者からの要望はかなり高く開設。
	合計	7	

③	幼児教室（もじ・かず）	実施園	備考
	神奈川	10	園児の入学準備として大好評（保護者）。子どものもじ・かずにに対する興味は飛躍的に上がってきた。保護者満足は大きい。
	千葉	6	園の保育の中で完結できるので大変助かっていると好評。別の幼児教室等へ移動させるの受講は手間と時間がかかり大変である。
	埼玉	7	園児のもじ・かずにに対する関心度が上がり、自主的な学習に対す姿勢が始まっている。保護者からも好評である。
	東京（こども園のみ）	2	就学前のもじ・かず・ちえの習得ができるので安心感を得ることができるものとして好評。施設内での完結は大変助かるとのこと。
	大阪	1	保護者からの強い要望により開設をしたが就学準備として大変満足度は高く、子ども達も生き生きとした取組みをしている。
	合計	26	

## ＜付加価値事業教室についての全体傾向＞

働く保護者は課外教室で子どもの諸能力を適切な時期に伸ばしてあげたいとの意向は

多くの保護者がお持ちであることは、保護者会・意見交換会でも確認ができる。

近隣の私立幼稚園は大半の園が、各種の課外教室を展開しているため、保育園では何故、そのようなサービス提供を積極的に行わないのかを問われることが多い。

## ＜プログラム別の状況・保護者の声の傾向＞

「体操教室」「（もじ・かず）幼児教室」を中心に幅広く保護者の皆様に受け入れられており、「幼稚園と同等の運動環境を求める」声や、「幼児期に育てたい体力・バランス感覚の習得ができていたと好評」など声が聴かれる。

また、ポピンズ運営園でのアンケートと同様に、「園の保育、施設内で完結できることが大変助かっている」等の声も、見受けられる。

かように、保育所における「付加的な保育」に対するニーズは、日増しに高まっている。

しかしながら、

特に認可保育所においては、自治体のご判断によっては導入が  
かなっておらず、一部の限られた保育所(自治体)を除いて、  
**「利用したいが、園でまだ実施されていない」というご不便を、**  
**ご希望される保護者の皆様にも余儀なくさせている状況**  
が継続している。

# 自治体：認可保育所における「付加的な保育」の実施現況

自治体	直接契約での実施可否	各施設における上乗せ徴収（又は実費徴収）での実施可否	その他	実施内容（例）
A市	○ ・選択性 ・コアタイム以外での実施	○ ・原則全員参加（コアタイム内） ・全保護者の同意		英語、体育体操、音楽等
B市	○ ・選択制	×		英語、体育体操、音楽、アート、もじ・かず等
C市	×	○ ・原則全員参加 ・全保護者の同意		英語、体育体操、アート、書道等
D区	×	×	○ 区独自補助金の範囲内でのみ実施を認める（保護者から追加徴収なし） ・原則全員参加	英語、体育体操、等
E区	×	×	原則、認めず	—

## 解決すべき課題：「付加的な保育」の実施を妨げる事情

なぜ「自治体の判断によって導入が可能か否かが分かれる」のかについて、私共、保育事業者が重要と考える事情は以下のとおり。

前述した、厚生労働省からの2017年(平成29年)12月21日付け事務連絡における

- ① 保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲で
  - ② 保護者に対して説明し、その同意を得られれば
- という、「付加的な保育は実施可能」とする条件のうち、

特に①の条件が

何をもって「保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲」と判断できるかという点において曖昧であり、

また、

「保護者の選択による付加的な保育」が同事務連絡の対象に含まれるか否か、という点についても、明示されていない。

その結果、

一部を除く自治体において、**国の定めるレギュレーションを超えて**、極めて保守的に運用されている実態があるのではないか？



# 自助努力：保護者および自治体の要望・懸念に寄り添った事業者の努力

1園でも多くの認可保育所にて、保育園にお子さまをお預けになりながらも、「**子どもの諸能力を適切な時期に伸ばしてあげたいとの希望を諦めたくない**」とのご意向に寄り添うべく、保護者様および自治体様からのご要望・ご懸念に対して努力を重ねている。（以下は、ポピンズの事例）

## 1. 導入時点で在園児の保護者等から十分な理解を得ること

- プログラムに参加しないお子さまも含め、在園児の保護者から十分な理解が得られることが大前提
- 自治体の担当課などとの相談調整
- 在園児の保護者等に対しては説明会を開いたり、入園を希望される保護者には見学時等に、付加的な保育プログラムについての手紙もお渡し
- 保育所保育指針に定められた「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」（いわゆる「10の姿」）に準じて、保育事業者各社が考える「乳幼児期にこそ（個々の子どもの個性に寄り添って）伸ばしてあげたい諸能力」をお示し
- その上で、トライアル導入や、事前アンケートなどを通じて、ニーズの高いプログラムから導入を進めている

## 2. プログラムに参加する／しない児童それぞれに対し配置基準を満たした保育体制確保

- お子様は双方楽しめるように、保育士、お子様を分けて活動（例：複数人いる担任保育士が参加する／しない児童を各々担当、人数分けの上で配置基準は特定の歳児を担当しないフリー保育士なども活用し遵守）
- 当該時間においては活動場所の工夫（例：通常保育室と別室／室内と園庭など）や別の遊び・課題（例：園庭遊び、工作や読み聞かせ、当該児の希望する活動 など）をもって対応
- 不平等感や寂しい思いをさせないことを最重要課題として展開

## 3. プログラムの実施時間帯についての配慮

- 「朝の会（通例9時半頃）」から「お帰りの会（通例16時頃）」までの時間帯を、お友だちと遊んだり、みんな  
で活動することを大事にする時間として位置づけ
- 同時時間帯を避けつつ、あまり遅すぎないという要素を総合的に勘案し、実施時間帯を原則16時以降に設定

# 提案：認可保育所における「保護者の選択による付加的な保育」の円滑化

これまでの議論を踏まえて、私共、保育を未来を創る会としては、以下を要望させていただきます。

こども家庭庁から、**以下①～④について明確化し、地方自治体に対してご周知**を願いたい

① **付加的な保育の実施を認める際の客観的要件** ※要件案について次頁参照

加えて、

② **付加的な保育の内容として、現状の例示（基準を超えた職員配置や平均的水準を超えた施設整備）に加え、英語、体操等のプログラムも広く認められること**

③ **「保護者の選択による付加的な保育」を対象に含んで実施が可能であること**

④ **直接契約、上乗せ徴収いずれの手段においても、保育関係法令・指針・基準を遵守し、職員配置等を適切に行っている限り、自治体から実施を妨げたり、指導を受けるものではないこと**

## 提案： 具体的な①要件記載例（案）

### 「保護者の選択による付加的な保育」の実施を認める客観的要件

- 利用の有無にかかわらず全ての保護者に対し、付加的な保育の内容が保育所保育指針に関する基本原則(例:10の姿)に沿った内容であること、および利用料に関する説明を行った上で、利用する保護者から明示的に同意を得ること。
- 付加的な保育を利用しない園児に対しても、良質な保育サービスを提供すること。
- 自治体監査(指導監査)に基づく処分(勧告、命令、確認の取り消し)を一定期間(例:3年間)受けていないこと。なお、自治体監査の結果、(勧告に至らない場合においても)文書指摘が出された場合には、その改善が確認できるまでの間、自治体の判断で、当該施設における付加的な保育の提供を停止することができるものとする。

## 提案： ②③についての補足

「保護者の選択による付加的な保育」を対象に含んで実施可能である旨の明示方法については、以下の2通りが考えられる。  
こども家庭庁において、適切な方法をご選択のうえ、実現をお願いしたい。

### 実現方法1：

いわゆる「上乗せ徴収」(＝教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもの)の中に、「保護者の選択による付加的な保育」が含まれることの明示

### 実現方法2： ※例えば、川崎市あるいは横浜市方式（次頁参照）

いわゆる「上乗せ徴収」には、「保護者の選択による付加的な保育」は含まれない、との整理の上で、「上乗せ徴収の要件に該当しない有料プログラムの取り扱い」を別途定めることによる明示

# 参考5：川崎市および横浜市の通知における「保護者の選択による付加的な保育」の整理

	川崎市	横浜市
上乗せ徴収	<p>ア 保育所保育指針の基本原則に即した内容で、かつ、指導計画に位置づけること。</p> <p>イ コアタイムに実施し、対象年齢児が原則全員参加すること。</p> <p>ウ 配置基準を満たした保育体制を確保すること。</p> <p>エ 保育所(又は保育所運営法人)と付加的なサービスの提供事業者が契約して実施すること。</p> <p>オ 事前に市に協議し、承認されること。(取り組みの内容や頻度、目的、徴収額、低所得世帯に対する配慮、現在実施している保育との関係性について、市に事前に協議してください。また、必要に応じて保護者への説明状況等を確認します。</p> <p>カ 保護者に内容や費用の内訳等を説明し、文書による同意が得られていること</p>	<p>&lt;以下のとおり、「上乗せ徴収＝特定負担額(幼稚園又は認定こども園のみ)」と位置づけられており、保育所においては該当なし&gt;</p> <p><b>2 特定負担額(幼稚園の入園料等)について ※幼稚園又は認定こども園のみ</b></p> <p>特定負担額は、基準を超えた教員配置や平均的な水準を超えた設備投資など、公定価格(利用料等を含む)や向上支援費(本市独自助成)によって賄われない費用・不足する費用であって、<b>教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めることが可能</b>です。市町村が定める「基本負担額」と区別するため、「<b>特定負担額(上乗せ徴収)</b>」と位置付けられています。特定負担額の徴収にあたっては、保護者に対しての事前説明と書面による同意が必要になります。</p>
(上乗せ徴収の要件に該当しない) 保護者の選択による有料プログラム	<p>ア <b>希望制とすること。</b></p> <p>イ 保護者とプログラム実施事業者との直接契約とすること。</p> <p>ウ <b>重要事項説明書に記載しないこと。ただし、別途、事前に保護者に内容や場所、時間等を説明し、プログラムに参加しない子どもの保護者も含めて理解を得た上で実施</b>すること。</p> <p>エ <b>原則コアタイム以外の時間に実施</b>すること。</p> <p>オ 保育時間中は市が保育を委託し、人件費を含めた委託費を給付していることから、<b>プログラムに参加する児童、参加しない児童のそれぞれに対し、配置基準を満たした保育体制を確保し、適切に保育</b>すること</p> <p>カ <b>移動中も含めた安全管理</b>(事故発生時の責任の所在等)について確認するとともに、保護者に周知すること</p>	<p>教育・保育施設の目的とは、保育の提供及び地域の保護者等に対する子育て支援です。そのため、教育・保育施設は、保育時間中に、英会話、ダンス、体操など(いわゆる習い事)のための場所を貸すだけで、保育を提供しないということではできません。</p> <p>また、習い事を実施する場合には、<u>以下のことを必ず実施してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施を業者任せにするのではなく、<b>保育のカリキュラムとしてどう位置付けるか(全体的な計画に盛り込む)</b>などを施設として検討する。</li> <li>・<b>参加を保護者の選択制とし、参加しない児童に対しても適切な保育を提供</b>する。</li> <li>・<b>参加する児童と参加しない児童の間に不公平感が生じないように十分配慮</b>する。</li> <li>・<b>参加する児童の分も含めて、職員配置基準を遵守</b>する。</li> <li>・<b>習い事中の安全管理</b>(事故発生時の責任の所在など)について、教育・保育施設と習い事を実施する業者で協議し、保護者へ周知する。</li> </ul>

出所) 川崎市 [保育所における付加的な保育\(有料プログラム\)の提供に係る費用徴収について\(通知\)\(令和3年3月31日\)](#)  
 横浜市 [令和6年度版 施設・事業を運営する際の留意事項について\(令和6年2月29日\)](#)

## まとめ

2018年改正後の保育所保育指針において、保育所は、幼稚園や認定こども園と同様に「幼児教育をおこなう施設」として明確に位置づけ直されました

働く保護者様の、付加的な保育に対する希望・要望は、かつてないほど高まっており、一方で、ひとりひとりのお子さまの「乳幼児期の間にごそ伸ばしてあげたい諸能力」や、そのために適したプログラムは、それぞれに異なります。

だからこそ、認可保育所においても「保護者の（そして子どもの個性に応じた）選択肢」が用意された状態をひろく実現することは、必要不可欠、かつ待ったなしの喫緊の取り組みです

保育の質（※**集団的保育**の中での**個別保育**）を向上させることの重要性を謳う、保育所保育指針の目指すところとも整合するもの

いまこそ、認可保育所における付加的な保育の推進を、子ども家庭庁ならびに自治体からも、積極的なご支援を仰ぎたく存じます。

# 參考資料

---

# 保育の未来を創る会について

## 1. 加盟企業：6社（50音順）

- ・株式会社学研ココファン・ナーサリー
- ・コンビウイズ株式会社
- ・株式会社小学館アカデミー
- ・ピジョンハーツ株式会社
- ・株式会社ベネッセスタイルケア
- ・株式会社ポピンズ

## 2. 設立：平成26年6月30日設立



# 保護者：保育所における「付加的な保育」に対する支出状況・意向

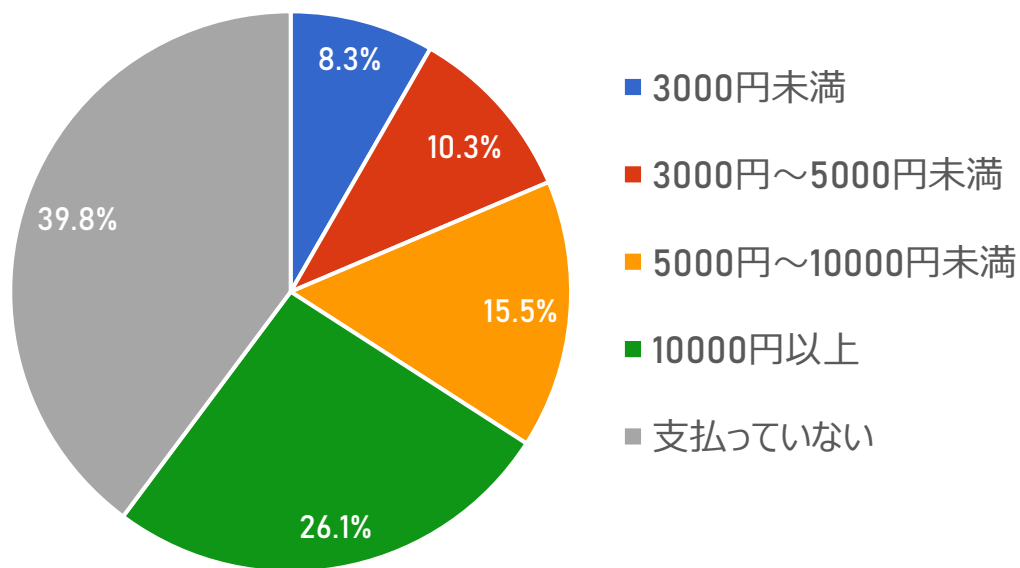
## ■ポピンズ調査結果(その他内容)

付加的な保育等にかかる支出は、0歳～5歳の未就学児の保護者に対してアンケートを行ったため「支払っていない」方も約4割いた一方、「3000円以上の支出」と回答した保護者が5割超

今後の付加的な保育等に関する支出の変化については、約7割が「将来的に付加的な保育等に使う金額が増加する」と回答

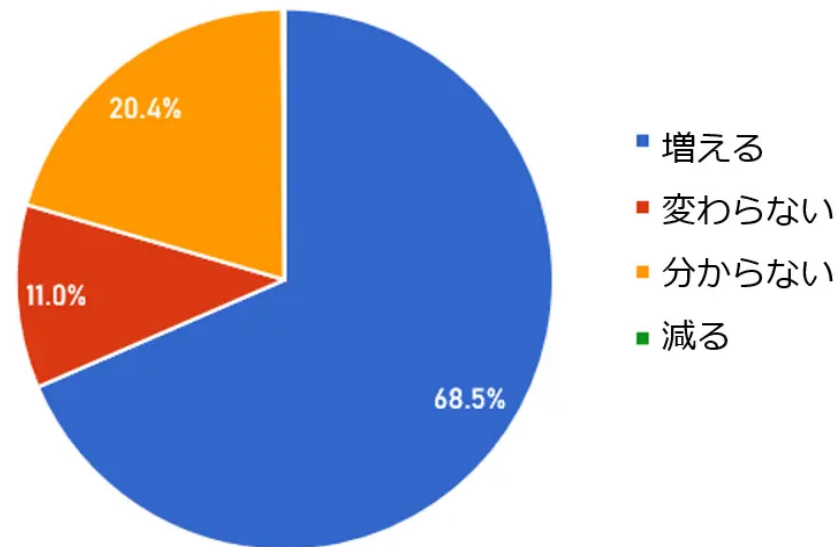
Q：付加的保育や園外での習い事に1ヶ月あたりいくら支払っていますか

「3,000円以上」支払っているご家庭が全体で5割以上



Q：今後、付加的保育や習い事に使う金額はご自身でどのように変化すると考えられますか

7割近くが「増える」を選択



## ■調査概要

調査対象：ポピンズナーサリースクールにお子様(0歳～5歳の未就学児)が通園している保護者様1,000名(有効回答数:721)

調査時期：2024年4月12日～2024年4月17日

調査方法：連絡帳アプリを通じて告知し、インターネット調査